

構内外注作業に関する契約書

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）は、国土交通省 令和2年2月6日付け国自整第279号「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱い要領について」に基づき、甲が乙に対して構内外注する作業に関して本契約を締結する。

第1条（構内外注作業の内容）

ガラスに関する整備作業の内、以下に該当する電子制御装置に係る作業

- ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼす恐れのある整備
- ② 自動ブレーキ及びレーンキープに用いられる、前方をセンシングする為のカメラ等の脱着や機能調整

第2条（作業の管理及び責任の所在）

- ① 乙は第1条に該当する作業を行う際、甲の管理の下、当該作業を行うものとする。
- ② 特定整備記録簿の記載は甲が行うものとする。
- ③ 電子制御装置整備の責任においては、特定整備事業者である甲が担うものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、原本を各1通保管する。

令和 年 月 日

甲 _____ 印

乙 _____ 印